

◎新潟県告示第1304号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度(令和5年1月1日から12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準